

タクシー事業者 一般的な指導教育の実施状況調査結果

目 次

1. 調査の目的	1
2. 調査の概要	1
(1) 調査の設計.....	1
(2) 回収結果	1
(3) 調査の内容.....	1
3. 調査の結果	2
3.1 集計対象事業者の規模別内訳.....	2
3.2 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）の実施状況	4
(1) タクシーを運転する心構え.....	4
(2) タクシーの運行の安全、旅客の安全のために遵守すべきこと	5
(3) タクシーの構造上の特性.....	6
(4) 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき	6
(5) 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項.....	7
(6) 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び 交通の状況	7
(7) 危険の予測及び回避.....	8
(8) 運転者の運転適性に応じた安全運転.....	8
(9) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	9
(10) 健康管理の重要性.....	10
(11) 交通事故統計を用いた教育.....	10
(12) 緊急時の状況を評価する能力の向上.....	11
(13) 安全運転の実技.....	11
アンケート用紙	12

1. 調査の目的

本調査は、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年12月3日国土交通省告示第1676号）の改正を含む運転者教育の強化について、初任運転者及び一般運転者教育に係る充実すべき内容の検討の参考とするため、教育訓練の実態についてのアンケート調査を実施し、我が国の旅客自動車運送事業者における一般的な教育訓練の実態を把握することを目的として実施したものである。

2. 調査の概要

(1) 調査の設計

- ①調査対象事業者
- ②実施方法 FAX 送信・FAX 回収
- ③調査実施期間 平成28年2月～3月

(2) 回収結果

表1 有効回収数、回収率

発送数	回収数	回収率
144	108	75.0%

(3) 調査の内容（調査票参照）

- ・一般的な指導・教育の詳細項目別実施状況
- ・必要と思われる教育内容

3. 調査の結果

3.1 集計対象事業者の規模別内訳

①車両保有台数

車両保有台数は、31～100 台の事業者が最も多く 34.3%、次いで 101 台以上 25.9%となっている。

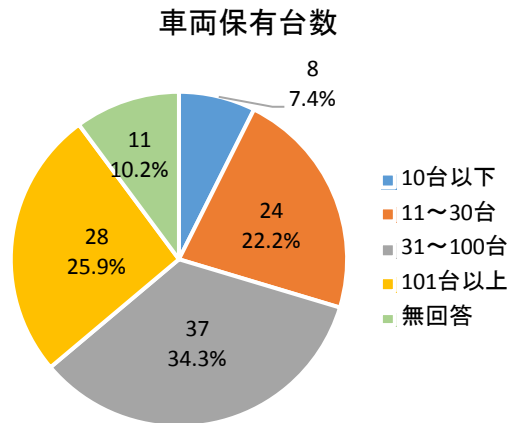


図1 車両保有台数

②従業員数、運転者数

従業員数は 101 人以上の事業者が最も多く 40.7%、次いで 31～100 人の 31.5%となっている。

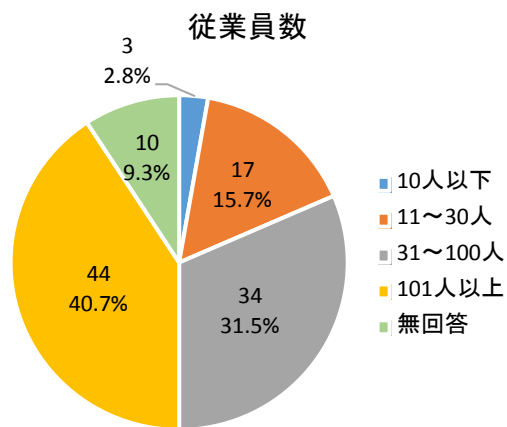


図 2-1 従業員数

従業員数のうち、運転者数は 101 人以上の運転者数が 35.2%と最も多く、次いで 31～100 人の 16.7%となっている。

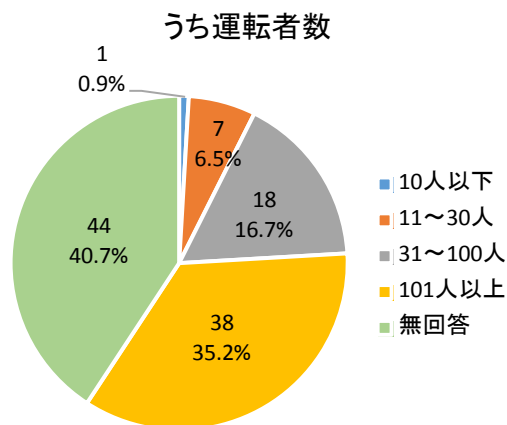


図 2-2 従業員のうち、運転者数

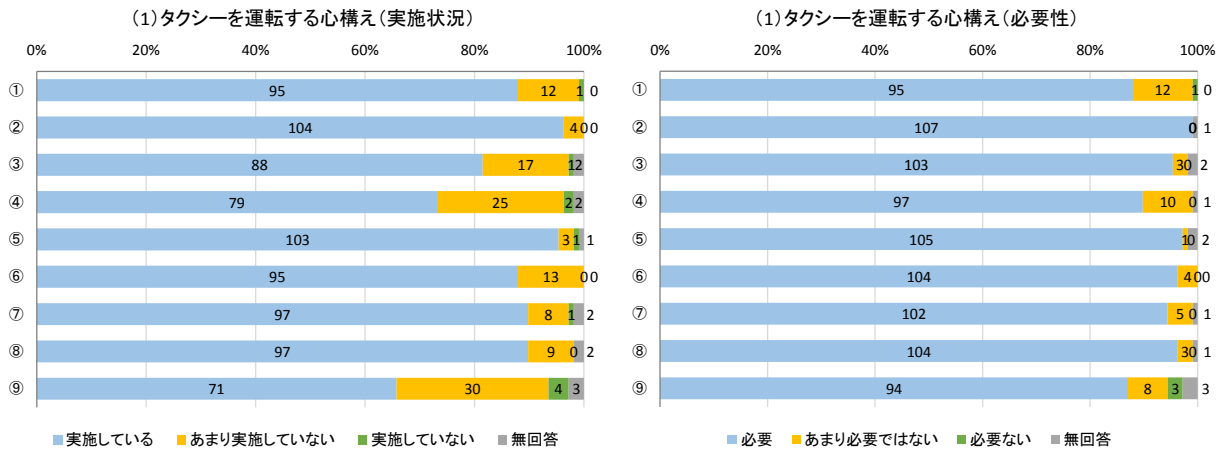
3.2 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）の実施状況

運転者への一般的な指導・監督に係る各項目の実施状況について、実施状況・必要性別に以下に示す。タクシー事業者は教育の必要性についての意向は高いものの実施状況が低めの傾向となっている。

(1) タクシーを運転する心構え

タクシーを運転する心構えの教育のうち、「⑨運転姿勢の基本（適切な運転姿勢）」について65.7%、次いで「④事業用自動車による事故が社会に与える影響の大きさ」が73.1%と教育を実施している事業者が少ない。

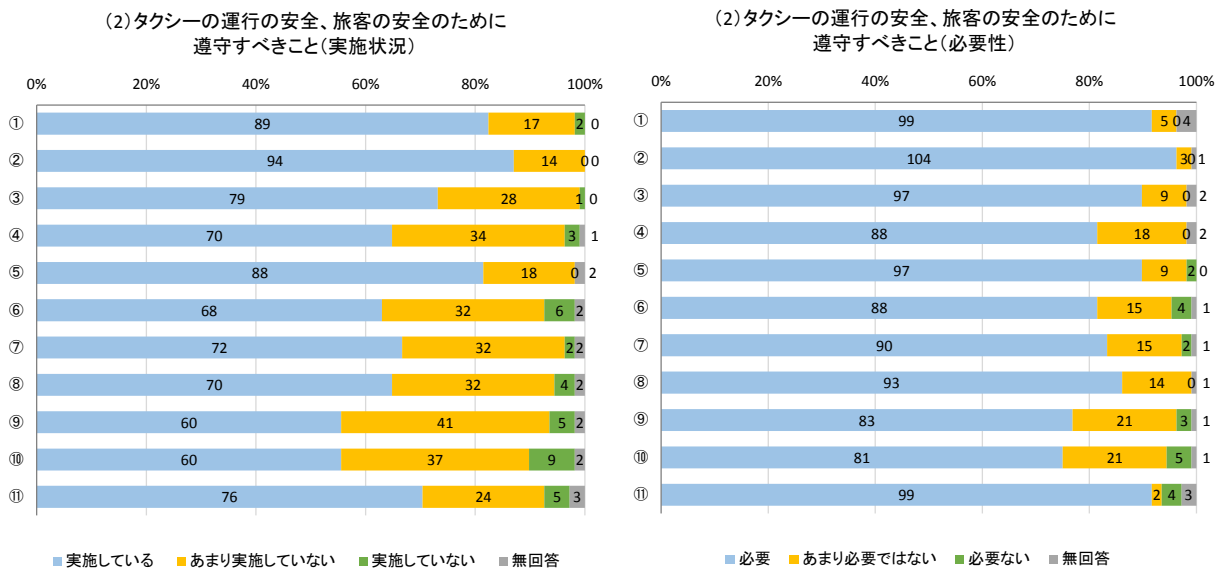
- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1. タクシーを運転する心構え | |
| ① | 公共輸送機関としての役割 |
| ② | 社会的使命（旅客の安全・確実な輸送） |
| ③ | 高齢者等の移動制約者の安全な輸送 |
| ④ | 事業用自動車による事故が社会に与える影響の大きさ |
| ⑤ | 事業用自動車による事故が社会に与える影響の大きさ |
| ⑥ | 他の運転者に与える影響の大きさ |
| ⑦ | 模範運転者の心構え（思いやりとゆずり合い、エコドライブの励行） |
| ⑧ | 模範運転者の心構え（油断や過信、急ぎやあせり、興奮状態を抑える等） |
| ⑨ | 運転姿勢の基本（適切な運転姿勢） |



(2) タクシーの運行の安全、旅客の安全のために遵守すべきこと

タクシーの運行の安全、旅客の安全のために遵守すべき教育のうち、「⑨運転者に対する行政処分（点数制度等）」「⑩事業者に対する行政処分）」について 55.6%と教育を実施している事業者が少ない。

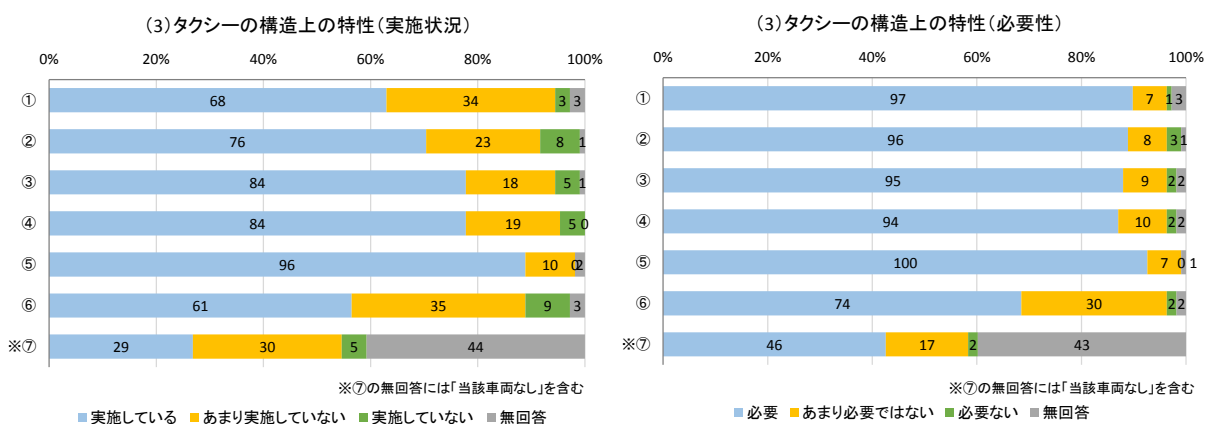
2. タクシーの運行の安全、旅客の安全のために遵守すべきこと	
①	道路運送法から逸脱した運転による事故実例の説明の活用
②	旅客運送事業に係る法令の説明（道路運送法、旅客運送事業運輸規則）
③	旅客運送事業に係る法令の説明（道路運送法、旅客運送事業運輸規則）
④	タクシー事業に係る法令の説明（タクシー業務適正化特別措置法）
⑤	運転に係る法令の説明（道路交通法）
⑥	労働に係る法令の説明（労働基準法、労働安全衛生法）
⑦	運行に係る法令の説明（道路運送車両法）
⑧	運転者に対する刑事処分（道路交通法上の救護義務違反、刑法上の罰則等）
⑨	運転者に対する行政処分（点数制度等）
⑩	事業者に対する行政処分
⑪	麻薬等の薬物の使用禁止



(3) タクシーの構造上の特性

タクシーの構造上の特性の教育のうち、「⑦ハイブリッド車、CNG車、電気自動車等の取扱い」について最も少なく26.9%、次いで「⑥LPG自動車の取扱い」が56.5%と教育の実施している事業者が少ない。

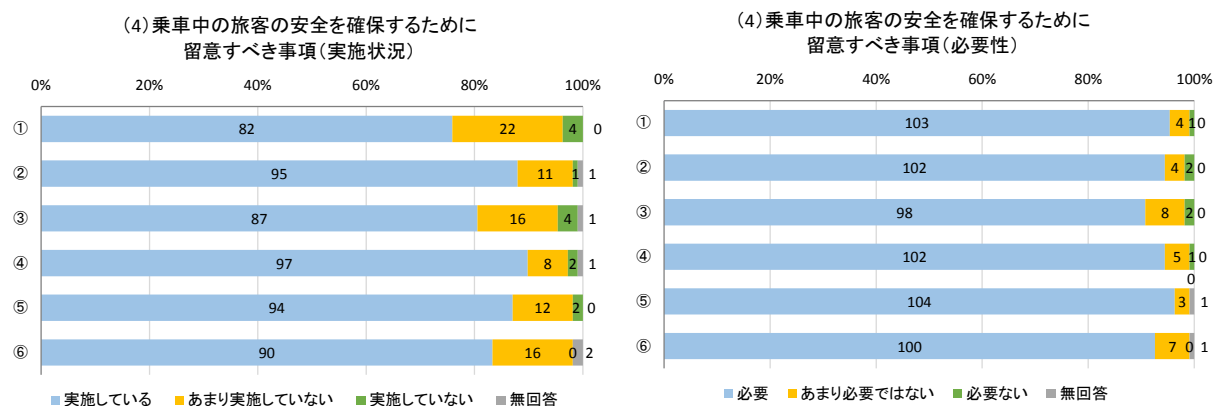
3. タクシーの構造上の特性
- ① 車両の特性を理解しないために発生した事故実例の説明の活用
 - ② ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等を活用した運転の危険性教育
 - ③ 車高、車幅、車長、視野、死角、内輪差、制動距離を理解した運転の重要性
 - ④ 道路形状（カーブ、坂道）に応じた運転の重要性
 - ⑤ 適切な速度と車間距離を保った運転の重要性
 - ⑥ LPG自動車の取扱い
 - ※⑦ ハイブリッド車、CNG車、電気自動車等の取扱い



(4) 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき教育のうち「①急な操作を行ったことにより起きた事故実例の説明の活用」について75.9%、次いで「③カーブや追越し時のゆとりあるハンドル操作の重要性」が80.6%と教育を実施している事業者が少ない。

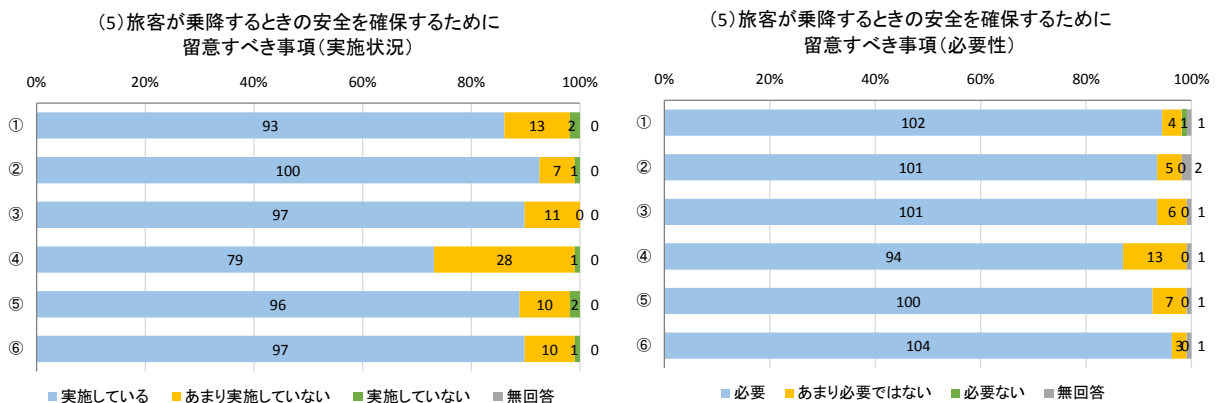
4. 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ① 急な操作を行ったことにより起きた事故実例の説明の活用
 - ② 「急」の付く運転を可能な限り避けることの重要性
 - ③ カーブや追越し時のゆとりあるハンドル操作の重要性
 - ④ 安全な速度と十分な車間距離を保持することの重要性
 - ⑤ 旅客にシートベルト着用を徹底することの重要性
 - ⑥ 運転に集中すること（乗客との過度の会話、携帯電話使用等）の重要性



(5) 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき教育のうち、「④可能な限り歩道に近付けた停止の重要性」について73.1%と教育を実施している事業者が少ない。

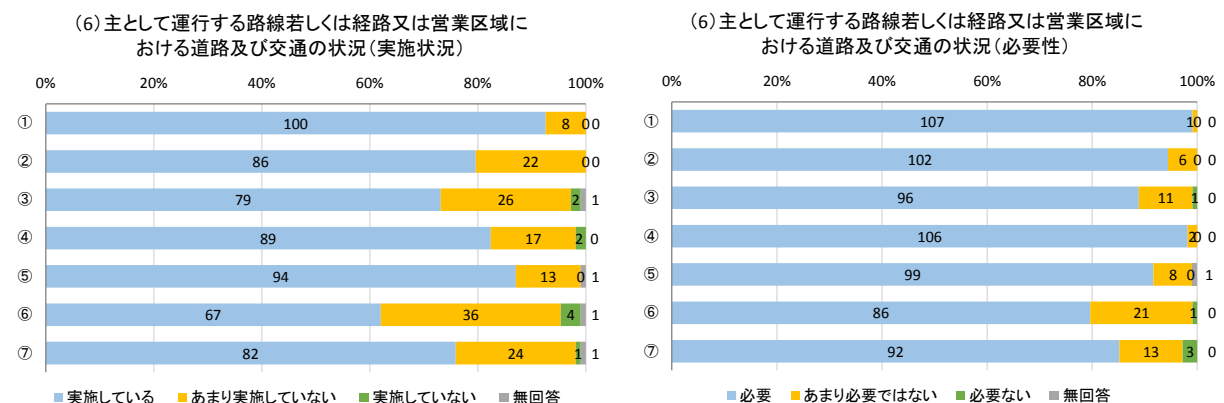
5. 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ① 乗降口扉の不適切な操作により起きた事故実例の説明の活用
 - ② 旅客の状況に注意した乗降口扉の操作の重要性
 - ③ 周囲の道路・交通状況等に注意した安全な位置への停車の重要性
 - ④ 可能な限り歩道に近付けた停止の重要性
 - ⑤ 滑らかな発進・停止
 - ⑥ 高齢者、障がい者、ベビーカー利用者等の乗降時の安全確保



(6) 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況の教育のうち、「⑥ヒヤリ・ハット箇所等危険地点を可能な限り避けた運行経路設定」について62.0%と教育を実施している事業者が最も少なく、次いで「③事前の情報を踏まえた適切な運行経路の選択の重要性」の教育の実施が73.1%と少ない。

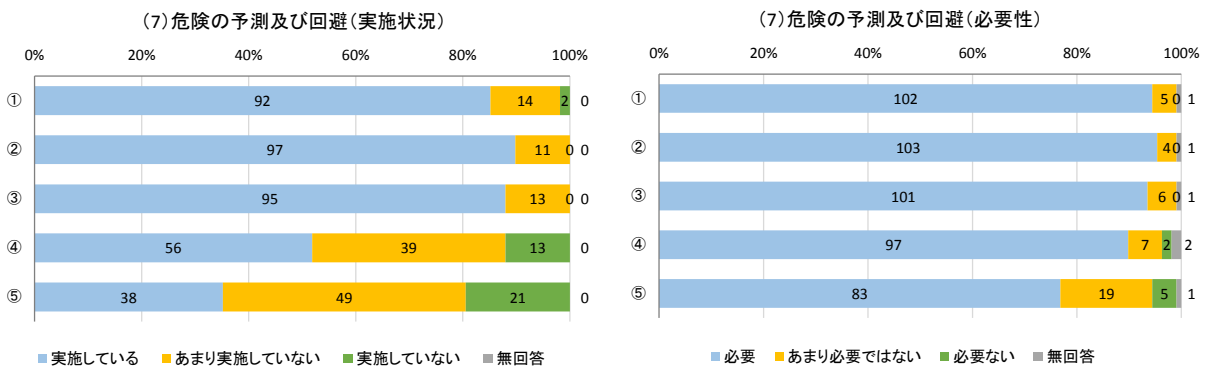
6. 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ① 交通事故実例の説明や自社の運転者のヒヤリ・ハット体験の活用
 - ② 事前の情報（運行経路上の道路・交通・気象情報等）把握の重要性
 - ③ 事前の情報を踏まえた適切な運行経路の選択の重要性
 - ④ 事故多発箇所、ヒヤリ・ハット箇所等の危険地点の情報
 - ⑤ 事前に準備すべき装備の検討（冬タイヤ、滑り止め等）
 - ⑥ ヒヤリ・ハット箇所等危険地点を可能な限り避けた運行経路設定
 - ⑦ 所要時間が長い場合の適切な休憩の重要性



(7) 危険の予測及び回避

危険の予測及び回避の教育のうち、「⑤指差し呼称及び安全呼称の活用」について35.2%と教育を実施している事業者が最も少なく、次いで「④危険予知訓練（KYT）等の手法を活用した訓練」の教育の実施が51.9%と少ない。

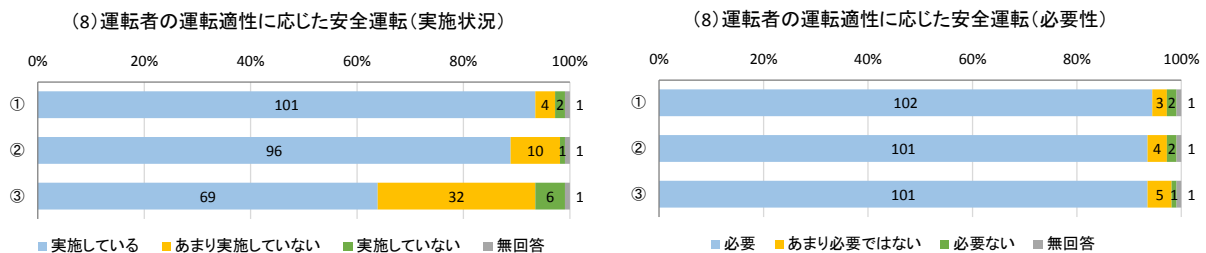
7.危険の予測及び回避	
①	タクシーの運転に関する様々な危険の理解と必要な技能の習得（「急」のつく運転・扉の不適切な操作による事故、内輪差、死角、□旅客の指示があった時・旅客を乗せよとする時の急な車線変更・停止等）
②	道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮の重要性（子ども、高齢者、降車した旅客、自転車利用者、二輪車・原付利用者）
③	悪天候・夜間の危険への配慮の重要性（雨天時、降雪・積雪時、濃霧時、強風時、夕方・夜間）
④	危険予知訓練（KYT）等の手法を活用した訓練
⑤	指差し呼称及び安全呼称の活用



(8) 運転者の運転適性に応じた安全運転

運転者の運転適性に応じた安全運転の教育のうち、「③運転者のストレス等の心身状態に配慮した指導」について63.9%と教育を実施している事業者が少ない。

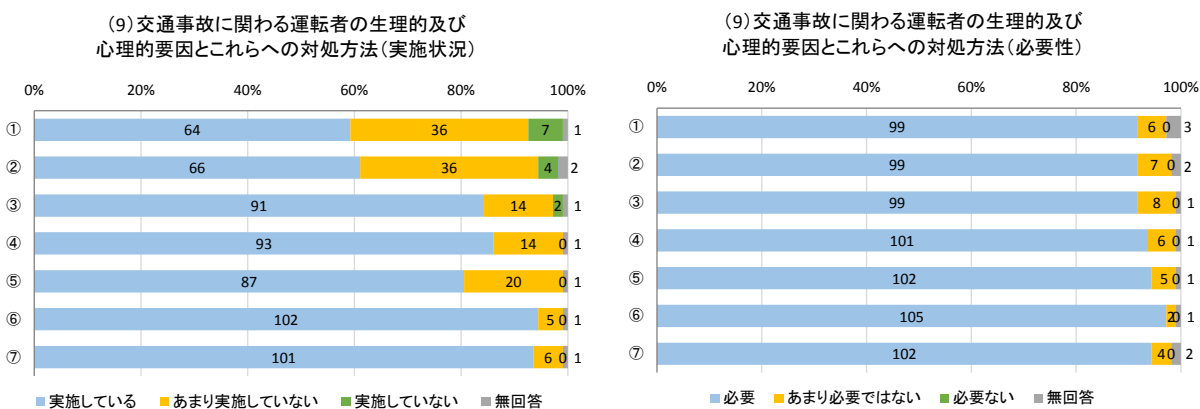
8.運転者の運転適性に応じた安全運転	
①	運転者適性診断の実施
②	適性診断結果（性格、安全運転態度、認知・処理機能）を活用した指導
③	運転者のストレス等の心身状態に配慮した指導



(9) 交通事故にかかわる運転者の生理的及び心理

交通事故にかかわる運転者の生理的及び心理的教育のうち、「①生理的・心理的要因により起きた事故事例の説明の活用」の教育の実施が 59.3%、次いで「②事故につながる生理的・心理的要因と運転に及ぼす影響の理解」の教育の実施が 61.1%となっており、生理的・心理的教育を実施している事業者は少ない。

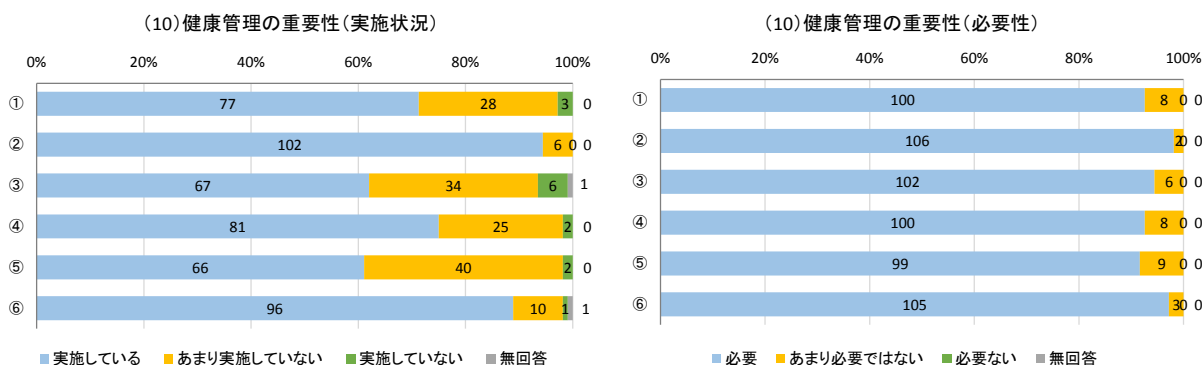
9. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法
- ①生理的・心理的要因により起きた事故事例の説明の活用
 - ②事故につながる生理的・心理的要因と運転に及ぼす影響の理解
 - ③労働時間についての規定（改善基準告示、「旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」等）
 - ④運行中の留意点（改善基準告示に規定された拘束時間・休息期間の遵守）
 - ⑤日常生活での留意点（健康管理、疲労や悩みを運行に持ち込まない等）
 - ⑥飲酒運転に対する罰則
 - ⑦飲酒運転防止のための留意点（乗務予定の正確な把握と前日からの飲酒・酒量抑制等）



(10) 健康管理の重要性

健康管理の重要性の教育のうち、会員は「⑤精神面の健康管理の重要性」について61.1%と教育を実施している事業者が最も少なく、次いで「③睡眠時無呼吸症候群（SAS）の危険性」の教育の実施が62.0%と少ない。

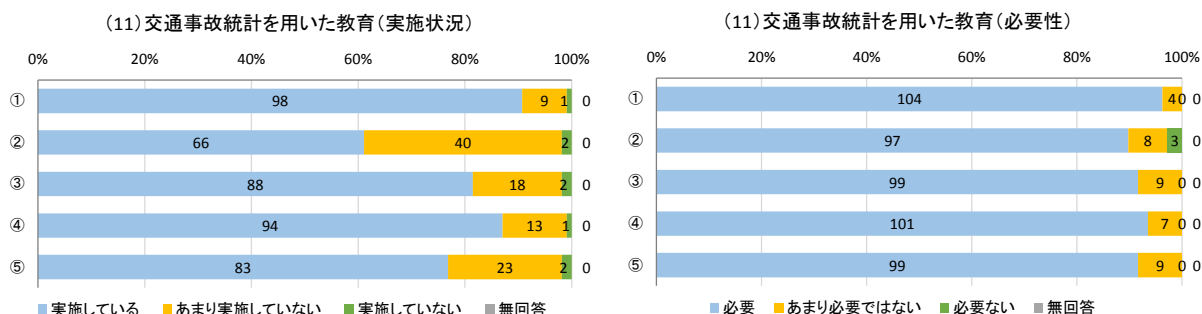
10. 健康管理の重要性
- ① 疾病が要因の事故実例の説明の活用
 - ② 健康診断の受診の重要性（診断結果に基づいた健康指導）
 - ③ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）の危険性
 - ④ 生活習慣の改善
 - ⑤ 精神面の健康管理の重要性
 - ⑥ 疾病および運転中の体調異常の申告の重要性



(11) 交通事故統計を用いた教育

交通事故統計を用いた教育のうち、「②高速道路における事故の傾向・特徴・対策」について教育を実施している事業者が61.1%と最も少なく、次いで、「⑤車内事故の傾向・特徴・対策」の教育の実施が76.9%と少ない。

11. 交通事故統計を用いた教育
- ① 交差点における事故の傾向・特徴・対策
 - ② 高速道路における事故の傾向・特徴・対策
 - ③ 二輪車との事故の傾向・特徴・対策
 - ④ 歩行者・降車客・泥酔者等の轢過事故の傾向・特徴・対策
 - ⑤ 車内事故の傾向・特徴・対策

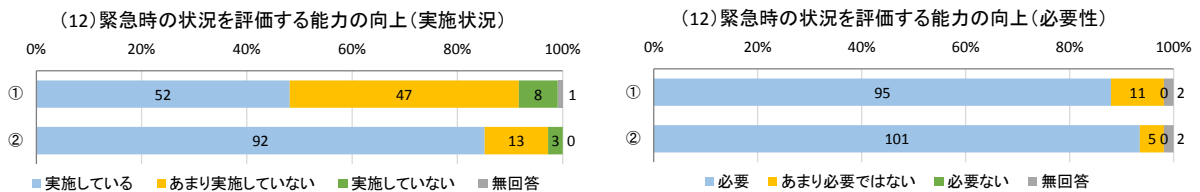


(12) 緊急時の状況を評価する能力の向上

緊急時の状況を評価する能力の向上の教育のうち、「①非常用信号器具、消火器等の取り扱い」について48.1%と教育を実施している事業者が少ない。

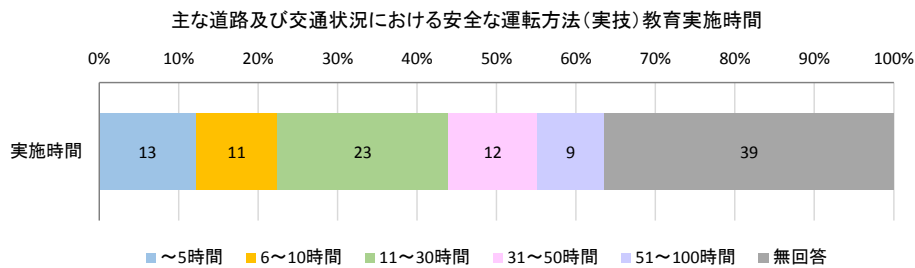
12.緊急時の状況を評価する能力の向上

- ①非常用信号器具、消火器等の取り扱い
- ②緊急時の措置（負傷者保護、緊急連絡）



(13) 安全運転の実技

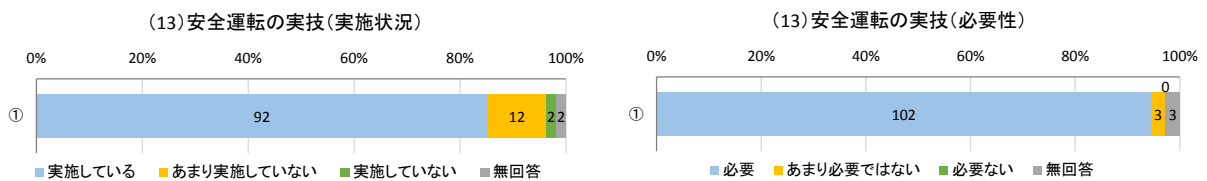
初任運転者への特別な指導・監督教育実施時間は11～30時間が21.3%と最も多く、次いで5時間以内12.0%となっている。



初任運転者への特別な指導・監督教育について85.2%が教育の実施をしている。

13.安全運転の実技

- ①主な道路及び交通状況における安全な運転方法（実際に事業用自動車運転することにより）



タクシー事業者様向けアンケート調査票

回答用紙 1 / 4

FAXの場合の送付先 => 03-5791-1144 社会システム(株) 齋藤・東野 宛

はじめに、貴社の現在の概況について当てはまる番号に○をご記入ください。

車両保有数：1.10台以下 2.11～30台 3.31～100台 4.101台以上
従業員数：1.10人以下 2.11～30人 3.31～100人 4.101人以上（運転者数：1.10人以下 2.11～30人 3.31～100人 4.101人以上）

続いて、以下のアンケート調査へのご協力をお願いいたします。 ※記載凡例 ○告示及びマニュアルの両方に記載、△マニュアルにのみ記載

1. タクシーを運転する心構え

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢					
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う					
タクシーによる旅客輸送の社会的重要性	告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
公共輸送機関としての役割	○	1	2	3	1	2	3
社会的使命（旅客の安全・確実な輸送）	○	1	2	3	1	2	3
高齢者等の移動制約者の安全な輸送	△	1	2	3	1	2	3
地域ニーズに応じたサービス形態における安全の確保	△	1	2	3	1	2	3
事業用自動車による交通事故の社会的影響							
事業用自動車による事故が社会に与える影響の大きさ	○	1	2	3	1	2	3
タクシー運転者の使命							
他の運転者に与える影響の大きさ	○	1	2	3	1	2	3
模範運転者の心構え（思いやりとゆずり合い、エコドライブの励行）	△	1	2	3	1	2	3
模範運転者の心構え（油断や過信、急ぎやあせり、興奮状態を抑える等）	△	1	2	3	1	2	3
運転姿勢の基本	—	1	2	3	1	2	3

2. タクシーの運行の安全、旅客の安全のために遵守すべきこと

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢					
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う					
法を逸脱した運転方法に起因する事故の実例	告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
道路運送法から逸脱した運転による事故実例の説明の活用	○	1	2	3	1	2	3
タクシー運転者の義務に係る法令（道路交通法 等）							
道路運送法を遵守した安全な運転方法	○	1	2	3	1	2	3
旅客運送事業に係る法令の説明（道路運送法、旅客運送事業運輸規則）	○	1	2	3	1	2	3
タクシー事業に係る法令の説明（タクシー業務適正化特別措置法）	△	1	2	3	1	2	3
運転に係る法令の説明（道路交通法）	○	1	2	3	1	2	3
労働に係る法令の説明（労働基準法、労働安全衛生法）	△	1	2	3	1	2	3
運行に係る法令の説明（道路運送車両法）	△	1	2	3	1	2	3
義務を果たさない場合の影響の把握							
運転者に対する刑事処分（道路交通法上の救護義務違反、刑法上の罰則等）	△	1	2	3	1	2	3
運転者に対する行政処分（点数制度等）	△	1	2	3	1	2	3
事業者に対する行政処分	△	1	2	3	1	2	3
薬物使用禁止							
麻薬等の薬物の使用禁止	△	1	2	3	1	2	3

3. タクシーの構造上の特性

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性両方に1～4のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢							
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない 4. 当該車種なし		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う 4. 当該車種なし							
構造上の特性を把握していなかったことに起因する事故の実例	告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況				②教育の必要性			
車両の特性を理解しないために発生した事故実例の説明の活用	○	1	2	3	1	2	3		
タクシーの特性に合わせた運転									
ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ等を活用した運転の危険性教育	△	1	2	3	1	2	3		
車高、車幅、車長、視野、死角、内輪差、制動距離を理解した運転の重要性	○	1	2	3	1	2	3		
道路形状（カーブ、坂道）に応じた運転の重要性	○	1	2	3	1	2	3		
適切な速度と車間距離を保った運転の重要性	△	1	2	3	1	2	3		
LPG自動車の取扱い	△	1	2	3	1	2	3		
ハイブリッド車、CNG車、電気自動車等の取扱い	—	1	2	3	4	1	2	3	4

4. 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項							
● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○を記入してください。							
①教育の実施状況 選択肢 1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		②教育の必要性 選択肢 1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う					
急な操作を行ったことにより旅客が転倒した等の事故の実例	告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
急な操作を行ったことにより起きた事故実例の説明の活用	○	1	2	3	1	2	3
急な操作を可能な限り避ける							
「急」の付く運転を可能な限り避けることの重要性	△	1	2	3	1	2	3
カーブや追越し時のゆとりあるハンドル操作の重要性	△	1	2	3	1	2	3
安全な速度と十分な車間距離を保持することの重要性	△	1	2	3	1	2	3
タクシーにおける旅客の安全確保							
旅客にシートベルト着用を徹底することの重要性	○	1	2	3	1	2	3
運転に集中すること（乗客との過度の会話、携帯電話使用等）の重要性	△	1	2	3	1	2	3

5. 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項							
● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。							
①教育の実施状況 選択肢 1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		②教育の必要性 選択肢 1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う					
乗降口扉の不適切な操作により旅客が扉に挟まれた等の事故の実例	告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
乗降口扉の不適切な操作により起きた事故実例の説明の活用	○	1	2	3	1	2	3
安全を確保した乗降							
旅客の状況に注意した乗降口扉の操作の重要性	○	1	2	3	1	2	3
周囲の道路・交通状況等に注意した安全な位置への停車の重要性	○	1	2	3	1	2	3
可能な限り歩道に近付けた停止の重要性	○	1	2	3	1	2	3
滑らかな発進・停止	○	1	2	3	1	2	3
移動制約者の安全確保							
高齢者、障がい者、ベビーカー利用者等の乗降時の安全確保	○	1	2	3	1	2	3

6. 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況							
● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。							
①教育の実施状況 選択肢 1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		②教育の必要性 選択肢 1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う					
事前情報収集の重要性の理解と情報を活かした危険回避	告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
交通事故実例の説明や自社の運転者のヒヤリ・ハット体験の活用	○	1	2	3	1	2	3
適切な運行経路の選択と経路情報の把握 （適切な運行経路の選択の必要性等）							
事前の情報（運行経路上の道路・交通・気象情報等）把握の重要性	○	1	2	3	1	2	3
事前の情報を踏まえた適切な運行経路の選択の重要性	△	1	2	3	1	2	3
事故多発箇所、ヒヤリ・ハット箇所等の危険地点の情報	○	1	2	3	1	2	3
情報に基づく安全運行のための留意点							
事前に準備すべき装備の検討（冬タイヤ、滑り止め等）	△	1	2	3	1	2	3
ヒヤリ・ハット箇所等危険地点を可能な限り避けた運行経路設定	△	1	2	3	1	2	3
所要時間が長い場合の適切な休憩の重要性	△	1	2	3	1	2	3

7. 危険の予測及び回避

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢						
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う						
タクシーにおける危険予測運転の必要性		告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
タクシーの運転に関する様々な危険の理解と必要な技能の習得（「急」のつく運転・扉の不適切な操作による事故、内輪差、死角、旅客の指示があった時・旅客を乗せようとする時の急な車線変更・停止等）		—	1	2	3	1	2	3
危険予測のポイント								
道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮の重要性（子ども、高齢者、降車した旅客、自転車利用者、二輪車・原付利用者）		○	1	2	3	1	2	3
悪天候・夜間の危険への配慮の重要性（雨天時、降雪・積雪時、濃霧時、強風時、夕方・夜間）		○	1	2	3	1	2	3
危険予知訓練								
危険予知訓練（KYT）等の手法を活用した訓練		○	1	2	3	1	2	3
運転者自らへの注意喚起手法								
指差し呼称及び安全呼称の活用		○	1	2	3	1	2	3

8. 運転者の運転適性に応じた安全運転

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢						
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う						
適性診断の必要性		告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
運転者適性診断の実施		○	1	2	3	1	2	3
適性診断結果の活用								
適性診断結果（性格、安全運転態度、認知・処理機能）を活用した指導		○	1	2	3	1	2	3
運転者のストレス等の心身状態に配慮した指導		○	1	2	3	1	2	3

9. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢						
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う						
交通事故の生理的・心理的要因の理解		告示やマニュアルへの記載※	①教育の実施状況			②教育の必要性		
生理的・心理的要因により起きた事故事例の説明の活用		○	1	2	3	1	2	3
事故につながる生理的・心理的要因と運転に及ぼす影響の理解		○	1	2	3	1	2	3
過労運転防止のための留意点								
労働時間についての規定（改善基準告示、「旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」等）		○	1	2	3	1	2	3
運行中の留意点（改善基準告示に規定された拘束時間・休息期間の遵守）		○	1	2	3	1	2	3
日常生活での留意点（健康管理、疲労や悩みを運行に持ち込まない等）		○	1	2	3	1	2	3
飲酒運転防止のための留意点								
飲酒運転に対する罰則		○	1	2	3	1	2	3
飲酒運転防止のための留意点（乗務予定の正確な把握と前日からの飲酒・酒量抑制等）		○	1	2	3	1	2	3

10. 健康管理の重要性

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢								
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う								
健康起因の事故と健康管理の必要性（疾病が要因の交通事故等）		告示やマニュアルへの記載※			①教育の実施状況			②教育の必要性		
疾病が要因の事故事例の説明の活用		○			1	2	3	1	2	3
健康診断の受診の重要性（診断結果に基づいた健康指導）		○			1	2	3	1	2	3
睡眠時無呼吸症候群（SAS）の危険性		△			1	2	3	1	2	3
健康管理のポイント										
生活習慣の改善		○			1	2	3	1	2	3
精神面の健康管理の重要性		○			1	2	3	1	2	3
疾病および運転中の体調異常の申告の重要性		△			1	2	3	1	2	3

11. 交通事故統計を用いた教育

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢								
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う								
タクシーの交通事故の傾向と特徴及び対策		告示やマニュアルへの記載※			①教育の実施状況			②教育の必要性		
交差点における事故の傾向・特徴・対策		—			1	2	3	1	2	3
高速道路における事故の傾向・特徴・対策		—			1	2	3	1	2	3
二輪車との事故の傾向・特徴・対策		—			1	2	3	1	2	3
歩行者・降車客・泥酔者等の轢過事故の傾向・特徴・対策		—			1	2	3	1	2	3
空車時の漫然運転による事故の傾向・特徴・対策		—			1	2	3	1	2	3

12. 緊急時の状況进行评估する能力の向上

● 運転者への一般的な指導・監督に係る各項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢								
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う								
緊急時の措置		告示やマニュアルへの記載※			①教育の実施状況			②教育の必要性		
非常用信号器具、消火器等の取り扱い		—			1	2	3	1	2	3
緊急時の措置（負傷者保護、緊急連絡）		—			1	2	3	1	2	3

13. 安全運転の実技

● 初任運転者への特別な指導・監督に係る項目（詳細）について、貴社の状況として、①教育の実施状況、②教育の必要性 両方に1～3のいずれかを選択して○をご記入ください。

①教育の実施状況 選択肢		②教育の必要性 選択肢							
1. 実施している 2. あまり実施していない 3. 実施していない		1. 必要だと思う 2. あまり必要ではないと思う 3. 必要ないと思う							
緊急時の措置		告示やマニュアルへの記載※		①教育の実施状況			②教育の必要性		
道路、交通及び旅客の状況に応じた安全な運転方法（実際に事業用自動車を運転することにより）		—		1	2	3	1	2	3
		時間							

◆上記の項目以外で必要と思われる教育内容をご記入してください。

質問は以上となります。ご協力ありがとうございました。